

事業請負見積書

令和 年 月 日
大阪市 契約担当者 西淀川区長 松田 和也 様

住所又は事務所所在地
商号又は名称
氏名又は代表者名

印

下記について見積条項に従い、次の金額で見積ります。
なお、関係法令・貴市関係規定および裏面記載の契約条項に従い契約を履行します。

Table with 5 columns: 見積金額, 百万, 千, 円

Table with 5 columns: 契約金額, 百万, 千, 円

Table with 2 columns: 課税事業者 (うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額), 免税事業者

契約金額は、見積金額に当該金額の100分の10を上積みした額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）です。

なお、契約相手方となった場合には、商号、所在地及び契約金額等を公表することがあります。
記

Table with 4 columns: 事業名称 (にしよどバルマップデザイン制作業務委託), 履行期限 (令和7年10月10日・契約後 日), 履行場所 (西淀川区役所区政企画課), 履行方法 (別紙仕様書のとおり)

Table with 4 columns: 明細書 (Name, Shape/Dimensions/Summary, Quantity)

(見積条項) 裏面のとおり

本書のとおり契約を締結する。

- 1 契約方法 随意契約
2 契約保証金 契約金額の5/100以上 (金 円)
履行保証保険 免除
(地方自治法施行令 第167条の2第1項第1号)

Table for Accounting Item: 年度, 会計, 部, 支出品目 (款, 項, 目, 節, 細節)

用途 西淀川区の万博機運醸成の取組事業用

摘要 公募型比較見積【04: 映画等制作・広告・催事、印刷 > 04: 印刷・デザイン】
令和7年3月11日契約事務審査会審議済

Table for Decision: 局長, 区長, 課長, 課長代理, 係長, 係員

Table for Decision: 起案 (令和 . .), 決裁 (令和 . .), 第 号

見積条項

- 1 見積書は、その提出した見積書の書換、引換または撤回をすることができない。
- 2 価格決定に当たっては、見積書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額(加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をもって決定価格とするので、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。
- 3 大阪市契約規則第28条第1項各号の1に該当する見積は無効とする。
- 4 合計金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てること。
- 5 個人は本人、法人は代表者又はそれぞれの委任状を提出し、確認を受けた代理人が記名押印すること。

契約条項

(検査の時期)

- 1 大阪市(以下「発注者」という。))は、請負人(以下「受注者」という。))から給付の完了の通知を受けた日から工事については14日、その他の給付については10日以内に検査を行う。

(契約代金の支払い時期)

- 2 発注者は、受注者から適法な支払い請求を受けた日から工事については40日、その他の給付については30日以内に契約代金を支払う。

(受注者の履行遅延の場合における損害金)

- 3 受注者の責めに帰する理由により契約の履行を遅延した場合は、受注者は、大阪市契約規則(昭和39年大阪市規則第18号)第56条の規定による延滞違約金を発注者に支払う。

(発注者の契約代金支払いの遅延の場合における損害金)

- 4 発注者の責めに帰する理由により契約代金の支払いを遅延した場合は、発注者は、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息を受注者に支払う。

(契約保証金の帰属等)

- 5 受注者の責めに帰する理由による履行遅延その他契約の不履行の場合においては、契約保証金を次のとおり処分する。

(1)大阪市契約規則第38条の規定による。

(2)大阪市契約規則第61条の規定により契約を解除したときは、契約保証金は、発注者に帰属する。

(契約に関する紛争の解決方法)

- 6 本契約に関し紛争が生じた場合は、大阪市契約規則及び大阪市会計規則によることとし、万一、解決に至らないときは、発注者と受注者とが協議のうえ定める第三者に仲裁を依頼する。

なお、この仲裁のために要した費用は、発注者と受注者とが平等に負担する。

暴力団等の排除に関する特記事項

1 暴力団等の排除について

- (1) 発注者は、大阪市暴力団排除条例(平成23年大阪市条例第10号、以下「条例」という。))第8条第1項第6号に基づき、受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者、以下同じ。))が条例第2条第2号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。))又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者(以下「暴力団密接関係者」という。))に該当すると認められた場合には、この契約を解除する。

- (2) 発注者は、条例第8条第1項第7号に基づき、条例第7条各号に規定する下請負人等(以下「下請負人等」という。))が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、受注者に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、受注者が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、この契約を解除する。

- (3) 受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。

- (4) 受注者は、下請負人等に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。

また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。

- (5) 第1号及び第2号の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の100分の20に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (6) 受注者及び下請負人等は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第9条に規定する不当介入(以下「不当介入」という。))を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長(以下「監督職員等」という。))へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。

また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。

- (7) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第12条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。

- (8) 受注者は第6号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。

- (9) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことをそれぞれが表明した誓約書を提出しなければならない。

ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の遵守

- 1 受注者および受注者の役職員は、事業名称欄に記載されている請負契約(以下「当該請負」という。))の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」(平成18年大阪市条例第16号)(以下「条例」という。))第5条に規定する責務を果たさなければならない。

- 2 受注者は、当該請負について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者(西淀川区役所人事総務課)へ報告しなければならない。

- 3 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは直ちに、当該申出の内容を発注者(西淀川区役所人事総務課)へ報告しなければならない。

- 4 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

- 5 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 6 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

不適正契約事案の発注防止について

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の総務課(連絡先:06-6478-9985)に報告しなければならない。

仕様書

1 委託業務名称 にしよどバルマップデザイン制作業務委託

2 事業概要

SDGs に取り組んでいる西淀川区内の店舗を募集し、区役所が参加店舗の情報をマップ化して、区広報紙や区ホームページ等において広く区民に周知するもの。

(参考：前年度のにしよどバルマップ情報)

<https://www.city.osaka.lg.jp/nishiyodogawa/page/0000634034.html>

3 規格形状

本業務に印刷は含まれないが、マップデータの制作は次の規格を想定し行うこと。

- (1) サイズ等 A3 二つ折り 仕上りサイズ A4 判
- (2) ページ数 A3 両面印刷で A4 サイズ 4 ページ相当
- (3) 印刷 全ページカラー印刷 (4 色以上刷り)

4 業務内容

にしよどバルマップの企画編集(デザイン・レイアウト・タイトル・イラストカット作成等)の一切を行うこと。

写真・図・イラスト・西淀川区マスコットキャラクター「に～よん」を用いた表現により、利用者が見やすいレイアウトにすること。

前年度のマップデザインを継承することなく、新たなデザインを考案・制作すること。

前年度のバルマップの ai データ(アウトライン前とアウトライン後)の貸し出しを希望する場合は、契約期間中に限り貸出可能(契約期間終了後にデータ削除すること)。

参加店舗数は前年度と同規模の 32 店舗程度を想定するが、申込状況により増減が生じる場合がある。なお、参加店舗の応募が少ない場合は、追加募集を行うことがある。

当初募集分の参加店舗情報(名称や所在地等の基本情報、お店の紹介文、SDGs に関連する取組紹介文、お店のイチオシメニュー)のテキスト及び写真データについては、契約締結後速やかに本市より電子メールにより提供する。また、追加募集分の参加店舗情報の各種データについては、受注者と相談の上速やかに順次電子メールにより提供する。

追加募集を行う場合は、当初募集分で作成したデザインの縮尺変更やレイアウト変更により追記するものとする。

編集を開始する前に、デザイン・レイアウトの原案を提示し、事業担当とスケジュールやデザイン・レイアウトの方向性を協議すること(オンライン打合せ可)。

5 契約期間

契約日から令和 7 年 10 月 10 日(金)まで

6 校正

データで 5 回以上(追加募集がある場合も含む)。

校正は責了とせず、本市が校了と判断するまでとする。

7 納品物

最終版の PDF ファイル (10MB 未満のもの)

最終版の ai データ (アウトライン前及びアウトライン後のもの)

8 納品期日及びその方法

令和 7 年 10 月 10 日 (金) までに と を CD-ROM または DVD-ROM 媒体にて提出すること。

店舗情報が反映された最終版の PDF ファイルを令和 7 年 9 月 24 日 (水) 午後 5 時までに担当者あて電子メールにて提出すること。

9 納入場所 大阪市西淀川区御幣島 1 丁目 2 番 10 号 5 階 52 番
西淀川区役所区政企画課

10 事業実施及び支払いについて

事業の進捗状況については、本市の要請に基づき、随時報告すること。

契約金額については、納品物を納品期日までに提出後、一括して支払うものとする。

11 その他

- ・この仕様書に疑義が生じたときは、本市と十分協議すること。
- ・受注者は、成果物にかかる受注者の著作権 (著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう) を成果物の引き渡し時に発注者へ無償で譲渡すること。
- ・発注者は、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができるものとする。
- ・受注者は、発注者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意するものとする。
- ・受注者は、発注者が承諾した場合には、成果物を使用若しくは複製し、又は当該成果物の内容を公表することができるものとする。

12 特記事項

- ・納入時期、納入場所については、事前に事業担当と打ち合わせすること。
- ・契約金額は、マップの企画編集・レイアウト・納品に関する経費等、本業務に関する一切の経費を含めるものとする。
- ・応札に当たっては本仕様書を十分検討し、疑義ある場合は質問期間内に指定の方法により質問し、その内容を熟知の上応札するものとする。質問受付期間経過後の疑義については受付しない。契約後における仕様書の疑義については受付しない。契約後における仕様書の疑義は、当区の解釈によるものとする。

13 事業担当

大阪市西淀川区御幣島 1 丁目 2 番 10 号 5 階 52 番
西淀川区役所区政企画課

担当：中村 (: 06 - 6478 - 9887)

再委託に関する特記事項

- 1 本委託業務における「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。
 - (1) 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
 - (2) にしよどバルマップデザイン制作業務
- 2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- 3 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。
- 4 受注者は、第3項の規定により再委託した業務の一部を再委託先事業者又は再委託先事業者からさらに委託を受ける者等(以下「再委託先等」という)から発注者及び再委託先等以外の第三者に委託(以下「再々委託等」という)するにあたっては、業務の履行体制について書面により発注者の確認を受けなければならない。
- 5 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- 6 受注者は、業務を再委託及び再々委託等(以下「再委託等」という。)に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を特記事項第3項及び第4項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書

(条例の遵守)

第 1 条 受注者および受注者の役職員は、本契約に係る業務（以下「当該業務」という。）の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」(平成 18 年大阪市条例第 16 号)以下「条例」という。)第 5 条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第 2 条 受注者は、当該業務について、条例第 2 条第 1 項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（西淀川区役所総務課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第 12 条第 1 項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（西淀川区役所総務課）へ報告しなければならない。

(調査の協力)

第 3 条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第 4 条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第 5 条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者(再委託及び再々委託等の相手方を含む)が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン(別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版)」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式 により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること
所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定(オプトアウト)をして利用すること
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用すること
なお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用(公表等)する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること